

南門警備所汚水排水ポンプ・ポンプ制御盤の更新

引合仕様書

令和6年7月

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
大洗研究所
保安管理部 核物質管理課

1. 件名

南門警備所汚水排水ポンプ・ポンプ制御盤の更新

2. 目的及び概要

本仕様書は南門警備所に設置されている汚水排水ポンプおよび制御盤の老朽化による故障に伴い、更新を行うものである。

3. 納期

令和7年2月28日(金)

4. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (以下、原子力機構)

南門警備所指定場所

(2) 納入条件

据付調整後渡し

5. 作業範囲及び更新空調機仕様

5.1 作業範囲

- ① 既設ポンプ・制御盤の撤去 1 式
- ② 更新ポンプ・制御盤の据付調整 1 式
- ③ 試験・検査

5.2 既設ポンプ・制御盤の撤去

撤去品は受注者にて持ち帰り処分とする。また、既設ポンプ撤去の際に配管の高圧洗浄及び清掃を実施するものとする。

5.3 更新ポンプ・制御盤の据付調整

(1) 更新機器仕様

下記仕様の機器が廃番等で使用不可能な場合、原子力機構担当者と協議し、了承を得たうえで、同等品の使用を可とする。

- ① 汚水排水用ポンプ
型式：川本ポンプ WU0-505/655-1.5LG フロートスイッチ 2 個玉付 数量：1 台
- ② 汚水排水用ポンプ
型式：川本ポンプ WU0-505/655-1.5LNG フロートスイッチ 3 個玉付 数量：1 台
- ③ ポンプ制御盤
型式：川本ポンプ ECDW-P 屋外壁掛 0.25T~7.5 数量：1 式

(2) 据付条件

- ① ポンプおよび制御盤の据付位置は基本的に既設の位置とすること。

5.4 試験・検査

作業終了後、下記試験及び検査を行う。

(1) 動作試験

試運転を行い、正常に機能していること及び異音異臭等の異常がないことを確認する。

(2) 外観検査

「5.3(1) 更新機器仕様」の対象設備外観において、作業による傷等のないことを確認する。

6. 支給物品及び貸与品

6.1 支給品

以下の物品等を本件における工事期間中、現地にて無償で支給する。

- (1) 現地工事用電力 (AC100V コンセント)
- (2) 現地工事用水道水
- (3) その他、受注者と原子力機構の協議により合意したもの

6.2 貸与品

なし

7. 提出書類

(1) 工事安全組織・責任者届	施工開始 2 週間前	1 部
(2) 作業員名簿	施工開始 2 週間前	1 部
(3) 大洗研究所作業責任者認定証写し	施工開始 2 週間前	1 部
(4) 作業工程表	施工開始 2 週間前	1 部
(5) 作業要領書	施工開始 2 週間前	1 部
(6) 一般安全チェックリスト	施工開始 2 週間前	1 部
(7) リスクアセスメントシート	施工開始 2 週間前	1 部
(8) 本作業に必要なとなる資格の免許証写し	施工開始 2 週間前	1 部
(9) 下請届け (機構指定様式)	施工開始 2 週間前	1 部
(10) その他原子力機構が必要とする書類		

(提出場所) 大洗研究所 保安管理部 核物質管理課

8. 検収条件

「5.4 試験・検査」の合格、「7. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める作業が実施されたと認めた時を以て、検収とする。

9. 検査員及び監督員

検査員： 一般検査 管財担当課長

監督員： 保安管理部 核物質管理課長

10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律) に適用する環境物品 (事務用品、OA 機器等) が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書 (納入印刷物) については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

12. その他

(1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を

遂行しうる能力を有する者を従事させること。

(2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

(3) 作業前の打合せを密にするとともに、作業場所の整理整頓等に万全を期し、災害防止に努めること。また、受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。

(4) 作業日について、原子力機構と協議し、原子力機構の業務に支障のない日程にて決定すること。

(5) 本作業により発生した産業廃棄物及びがれき類については、受注者にて処分すること。

(6) 作業開始前に必要な諸手続きを行うこと。構内作業に当たっては、機構の諸規定を遵守すること。

以上